

## (調整事件)

事件番号	調整事項	主な内容	終結	日数	調整回数
3(調)第1号	<p>①団体交渉応諾義務の不存在の確認</p> <p>②前記①の前提となる、未払賃金の不存在の確認</p> <p>③前記①の前提となる、従業員負担の家賃・水道光熱水費の費用請求の正当性の確認</p>	<p>使用者は、そもそも団体交渉すべき項目がない。それにもかかわらず、組合は執拗に交渉を要求し、交渉の場を設けても高圧的態度に終始している。住環境調査と称して居住者の許可なしに宿舎に押し入る等、不当な態度に苦痛を感じていると主張した。</p> <p>組合は、技能実習生の賃金（未払残業代）及び福利厚生（住居の環境や負担金の妥当性）は義務的団交事項であり、使用者は、主張の根拠となる資料を示して説明すべきである。住環境調査も居住者の同意を得て行ったと主張した。</p>	あっせん員の立会いのもとで団体交渉を行うことで合意した。	84日	1回
3(調)第2号	<p>①締結を約束した「労使関係の基本事項に関する労働協約」を速やかに提出すること</p> <p>②度重なる団体交渉の申入れに対し、全く対応をせず不誠実であったことを認め、今後は誠意ある対応をすること</p> <p>③分会執行委員長に対する不利益な取扱いをしたことを謝罪し、今後組合員に対し不利益な取扱いをしないこと</p>	<p>組合は、団体交渉において労働協約の締結を確認している。また、何度も申入れを行っているにもかかわらず次回団体交渉についての回答が全くなかった。役員通知をした直後に不利益な取扱いが見られたと主張した。</p> <p>使用者は、組合に協約書を送付し、団体交渉にも応じる用意はあるが、③については団体交渉等で説明すると主張した。</p>	組合は、不当労働行為としての救済申立てをすとして、あっせん申請が取下げられ終局した。	114日	0回
3(調)第3号	<p>○組合が要求している残業代、雇用契約書と給与明細の基本給の差額分及びその他について未払がないことの確認</p>	<p>使用者は、残業代は調整手当（固定残業代）で支払済みであり、それを超過する残業・休日出勤などは別途支給している。調整手当についても、就業規則や給与明細に明記し、従業員にも説明して適法な運用を行っているとして主張した。</p> <p>組合は、「基本給は基本賃金と調整手当の合計」だとする記載はどこにも見当たらないと主張した。</p>	使用者が解決金を支払うことで解決した。	86日	2回